

学校関係者の皆様へ

働く人たちを守る法律についての出張講座を利用しませんか？（費用は無料です！）



(宇都宮大学での説明風景)

栃木労働局では、中学生以上の学生を対象に働く人たちを守る法律についての出張講座を実施しています。

栃木労働局管内の総合労働相談コーナーに寄せられた労働相談の件数は約1万3千件で2年連続増加しています。

このような中、栃木労働局では、将来、社会に出て働く中学生、高校生、大学生等がこのような出張講座等を通じ、労働関係法規について理解を深めることが、働くことの意義と役割を学ぶだけでなく、労働関係のトラブルから身を守るためにも大切なことだと考えています。

このため、各学校（栃木県内の中学校以上対象）から労働関係法規の講義に係る要請をいただいた場合、労働局から職員を派遣することとしています。

生徒の皆様にとって将来必要となる労働関係法規の知識を得るために、この制度をご活用ください。

(お問い合わせ先)

栃木労働局労働基準部監督課

028 (634) 9115

[学校関係者の皆様へ 働く人たちを守る法律についてご説明します。](#)

[労働基準法の基礎知識](#)